

全体会計財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

有形固定資産は原則として取得原価により計上しています。ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・定額法

なお、水道事業会計、下水道事業会計において、取替資産については取替法による。

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金の徴収不能又は回収不能に備えるため、過去 5 年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額又は回収不能見込額を計上しています。

なお、水道事業及び下水道事業においては、債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ当会計年度の期間に対応する部分（12 月から 5 月までの 6 か月間）を計上しています。

なお、水道事業及び下水道事業においては、職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上しています。また、農業共済事業特別会計は 2020 年 4 月から兵庫県農業共済組合が設立され、事業主体が変更となるため計上していません。

③ 退職手当引当金

財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額及び前年度に自己都合により退職した者に支給した基本額・調整額から算出した金額の合計に退職手当組合への積立（不足）額を足した金額を算出する。この額と前年度算出した退職手当引当金との差額を計上しています。

なお、水道事業及び下水道事業において、職員の退職手当は「退職手当の負担に関する確認書」に基づき、水道事業は毎事業年度支払う一定の負担金のみを負担し、積立金不足等に応じて発生する追加的な費用負担（収支差額の調整のため支払う負担金、組合脱退時の清算金等を含む。）は一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付金は計上していません。また、農業共済事業特別会計については、退職手当組合を利用し、一般会計から負担するため計上していません。

(4) リース契約により使用する固定資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

水道事業及び下水道事業において、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な変更

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

係争中の訴訟

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものではありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計等に加え、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）、国民健康保険事業特別会計（直診勘定）、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、太陽光発電事業特別会計